

小平市子ども・若者計画の策定方針について

1 計画策定の背景

国は、平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法を施行し、これに基づき、従前の「青少年育成施策大綱」を引き継いで、「子ども・若者ビジョン」を策定した。

また、東京都は、平成 27 年 8 月に「東京都子供・若者計画」を策定した。

小平市ではこれまで、「小平市青少年育成プラン」に基づき青少年施策を推進してきたが、子ども・若者をめぐる環境の悪化や子ども・若者が抱える問題の深刻化などに的確に対応するため、小平市が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項を策定根拠とする。

計画は、小平市が今後進める子ども・若者施策の基本的方向や目標を示すものである。

また、計画の一部を、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市の子ども貧困対策に位置付ける。

なお、計画の策定に当たっては、「小平市第三次長期総合計画」及び関連する個別計画等との整合を図る。

3 計画対象期間

平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とする。

4 計画策定体制

(1) 小平市青少年問題協議会による検討

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する市長の附属機関である小平市青少年問題協議会において、計画案等についての意見を聴取する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

計画策定に当たっては、素案段階で小平市ホームページや市報により意見募集を行う。

(3) 庁内体制の確保

計画案の調整は、庁内関係課で構成する小平市子ども・若者計画庁内検討委員会により行うとともに、庁議に報告する。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

策定作業の進捗状況については、必要に応じて適宜、市議会に対して報告するものとする。

(2) 情報の公開

小平市青少年問題協議会は公開とし、会議の要旨及び審議資料等については、終了後速やかに、ホームページ等で公表するものとする。

6 実態調査の実施について

平成 28 年度中に実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。

調査に当たって、調査票の設計や結果の分析等の実務を担当する庁内検討部会（ワーキングチーム）を、小平市子ども・若者計画庁内検討委員会の下部組織として設置する。

7 計画策定スケジュール概要

		青少年問題協議会（会議内容） ／市民参加	庁内	
28年	5月	◆計画策定方針公表	庁内検討委員会 設置 庁内検討部会 設置	
	6月	青少年問題協議会開催①	適宜開催	
	8月	青少年問題協議会開催②		
	10月	青少年問題協議会開催③	適宜開催	
29年	11月	◆実態調査実施	↓	
	1月	（青少年問題協議会公募委員募集）		
	3月	青少年問題協議会開催④ ◆実態調査報告		
29年	4月	青少年問題協議会開催⑤ （任期満了に伴う依頼状交付） （実態調査・策定の概要説明）	↓	
	5月			
	6月	青少年問題協議会開催⑥ （現状・課題の把握）		
	7月			
	8月	青少年問題協議会開催⑦ （目標・施策等）		
	9月			
	10月	青少年問題協議会開催⑧ （素案）		庁議（素案）
	11月	◆市民意見募集		↓
	12月			
	30年	1月		青少年問題協議会開催⑨ （市民意見・計画案）
2月			↓	
3月				計画書印刷・製本

※青少年問題協議会の開催月及び会議内容は変更の可能性あり